

# 「新宮町都市計画マスターplan（案）」に対する意見募集

「新宮町都市計画マスターplan」の案を作成しましたので、これを公表し皆さまからの御意見を募集します。

|          |   |
|----------|---|
| 題名       | 新宮町都市計画マスターplan(案)  |
| 経緯       | <p><u>本計画は、令和3年度から令和13年度までを計画期間としており、おおむね5年を目途に見直しを行うこととされています。</u></p> <p>今回公表している計画案は、その中間見直しであり、まちづくり方針等の計画の根幹に関わる大きな変更は行っていません。</p>   |
| 趣旨       | 都市計画マスターplanとは、市町村が住民の意見を参考にまちづくりの将来ビジョンを確立し、地域の実情に応じたあるべき「まち」の姿を定めるものです。新宮町都市計画マスターplanでは、上位計画である新宮町総合計画をはじめとする各種関連計画と整合を図りつつ、都市づくりの方針を定めます。   |
| 概要       | <p>本計画は、全5章で構成されています。</p> <p>第1章では本計画の役割や目標年次を示します。第2章では、まちの現況分析を行い、住民のまちづくりに関する意識調査の結果を踏まえ、都市づくりに向けての本町の課題を抽出します。第3章では、都市全体の将来都市像や都市づくりの方針を示します。第4章では、地域ごとに身近なまちづくりの目標や取組の方向性などを示します。最後に、第5章では、計画を推進するための行政・市民等の役割や計画の進行管理の方針を示します。</p>  |
| 素案等の関連資料 | 新宮町都市計画マスターplan(案)  |
| 意見書募集期間  | <p>令和7年12月25日(木)8:30～令和8年1月30日(金)17:00</p> <p>※郵便(配達業者による送付を含む)による場合は、令和8年1月30日(金)必着とします。</p> <p>※窓口の場合は、意見書募集期間(土日・祝日・閉庁日を除く)8:30～17:00までとします。</p> <p>※12月29日(月)～1月2日(金)は閉庁日です。</p>  |
| 応募資格     | (1)町内に住所を有する人<br>(2)町内に事務所又は事業所を有する人<br>(3)町内に所在する事務所又は事業所に勤務する人<br>(4)町内に所在する学校に在学する人<br>(5)新宮町都市計画マスターplan(案)に利害関係を有する人   |
| 資料閲覧場所   | <p>○町ホームページ(<a href="https://www.town.shingu.fukuoka.jp/">https://www.town.shingu.fukuoka.jp/</a>)</p> <p>○役場別館17番 都市整備課窓口</p> <p>○シーオーレ新宮ロビー</p> <p>○そびあしんぐうロビー</p> <p>○福祉センターロビー</p> <p>※資料は町ホームページから取得することができます。</p>  <p>▲(町HP QRコード)</p>   |
| 意見書提出方法  | <p>【提出先】新宮町役場 都市整備課 〒811-0192 新宮町緑ヶ浜1-1-1<br/>TEL (092)963-1735 FAX (092) 941-2682 E-mail:toshi@town.shingu.fukuoka.jp</p> <p>【提出方法】(1)電子メール (2)窓口 (3)郵送(配達業者による送付を含む) (4)ファックス</p> <p>【注意事項】意見の提出に当たっては、あらかじめ次のことに御注意ください。</p> <p>○電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。</p> <p>○閲覧場所及び町ホームページ上で取得することができる「様式」にて提出してください。</p> <p>○素案と無関係の意見や単なる苦情、他者を誹謗中傷する内容を含む意見は、提出意見として取り扱いません。</p> |
| 結果の公表    | 提出された意見の概要と意見に対する町の考え方をとりまとめて、令和8年2月下旬(予定)に町ホームページで公表します。   |
| その他      | <p>○提出された意見に対して個別の回答は行いません。</p> <p>○記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容について確認が必要な場合に利用します。</p> <p>○提出された意見に含まれる個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理し、結果を公表する際には意見の内容のみ公表します。</p>  |